令和８年10月２日

令和８年度　第１回滝川市都市計画審議会

〈説明資料〉

報告第１号

宅地造成等工事規制区域
及び
特定盛土等規制区域
の指定に係る意見聴取について

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について

ちょうどいい田舎® 滝川

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準**で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」、令和4年5月27日公布）が、令和5年5月26日から施行されました。－国土交通省HPより抜粋－

○背景

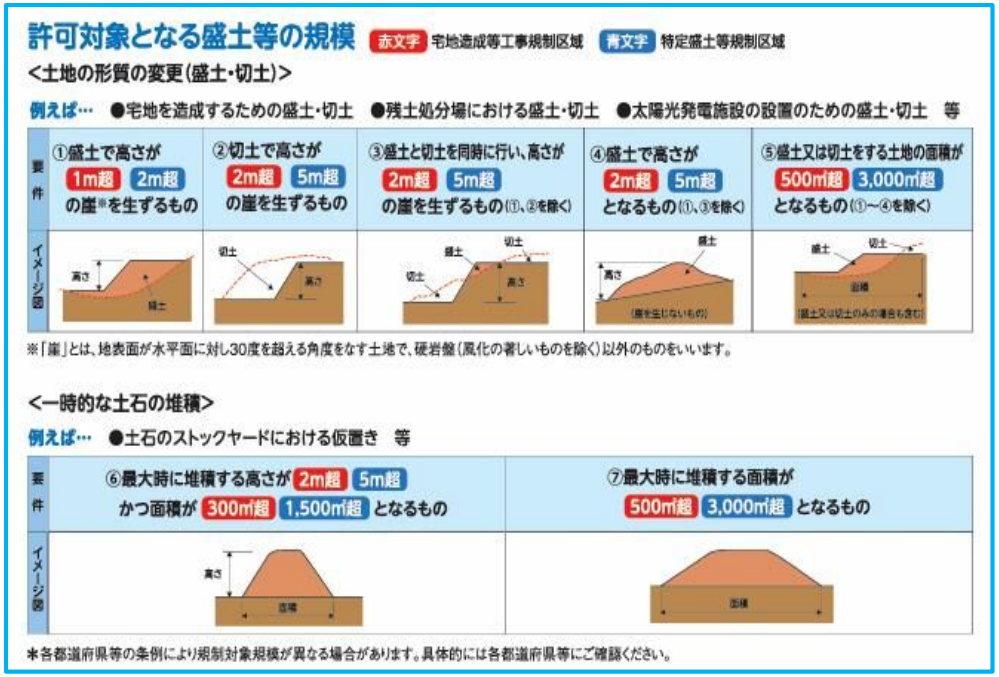
令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、**大規模な土石流災害が発生したこと**、**規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等**が背景となっている。



国土交通省「盛土規制法パンフレット」より抜粋

○改正の概要

「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制。**規制区域の指定や許可基準の設定等**が規定されている。



国土交通省「盛土規制法パンフレット」より抜粋

盛土規制法における規制区域の種類と指定の考え方について

●規制区域の種類

①宅地造成等工事規制区域
　市街地・集落等に隣接し、盛土等が崩落した場合に人家・公共施設等へ危害が及ぶおそれがある区域。従来の宅地造成等規制法の枠組みを拡充したもの。

②特定盛土等規制区域
　市街地から離れていても、崩落土砂が土石流化して人家等に到達しうる区域。山間部・谷筋など、地形的要因によるリスクを考慮し指定。

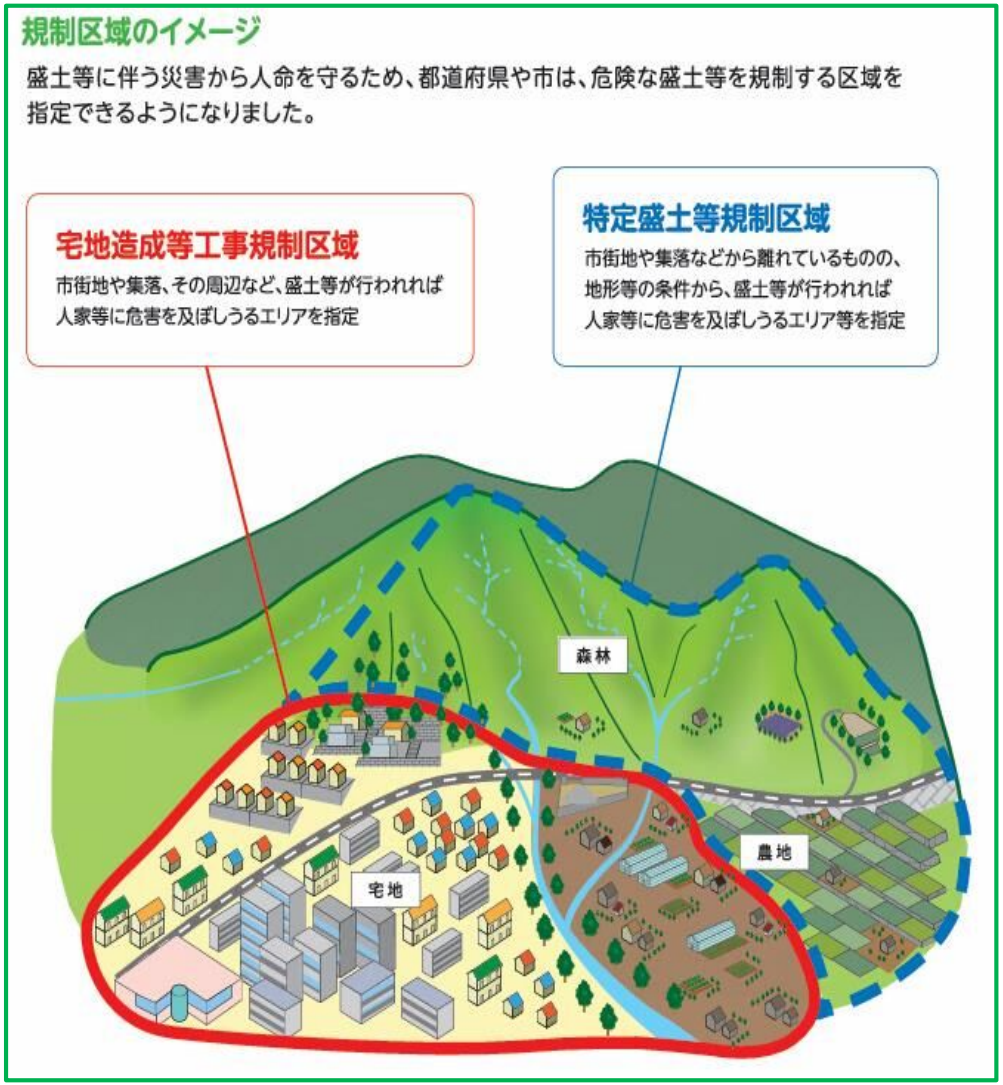
●規制区域指定の基本的考え方

保全対象（人家・公共施設等）を守ることが目的。
　想定災害は
　・表層崩壊
　・滑動崩落
　・崩落土砂の土石流化

リスクのある区域はできる限り広く指定することが重要。

●規制区域指定の流れ

(1)市街地・集落等の抽出
(2)隣接・近接区域の抽出
(3)災害発生の蓋然性の評価
(4)蓋然性の低い区域の除外
(5)規制区域案の作成・協議



国土交通省「盛土規制法パンフレット」より抜粋

北海道による基礎調査と規制区域の指定について

ちょうどいい田舎® 滝川

盛土規制法では、規制主体は都道府県とされており、北海道が全道を対象に基礎調査を行い、規制区域を指定しています。

北海道では、令和5年度より規制区域指定にあたっての基礎調査を開始し、令和7年4月1日より令和5年度調査済みの14市町について区域を指定しています。滝川市は令和７年度調査グループに含まれており、下図のようなスケジュール感で調整が行われています。

次ページに掲載しておりますが、滝川市の盛土規制に関しては、基礎調査の取りまとめが終わり、結果が公表されたところとなります。

盛土規制法対応スケジュール(案) <令和７年度に基礎調査を開始する市町村>

	R7 年度	R8 年 4~6 月	R8 年 7~9 月	R8 年 10~12 月	R9 年 1~3 月	R９年度
基礎調査	入札 基礎調査					
区域指定		基礎調査結果公表	市町意見聴取 → 規制予定区域公表			4/1 区域指定（規制開始）
権限移譲		許可事務権限市町協議	市町村要望聴取	市町村協議・同意	引き継ぎ	4/1 運用開始

※当初予定より後ろ倒しになっている状況

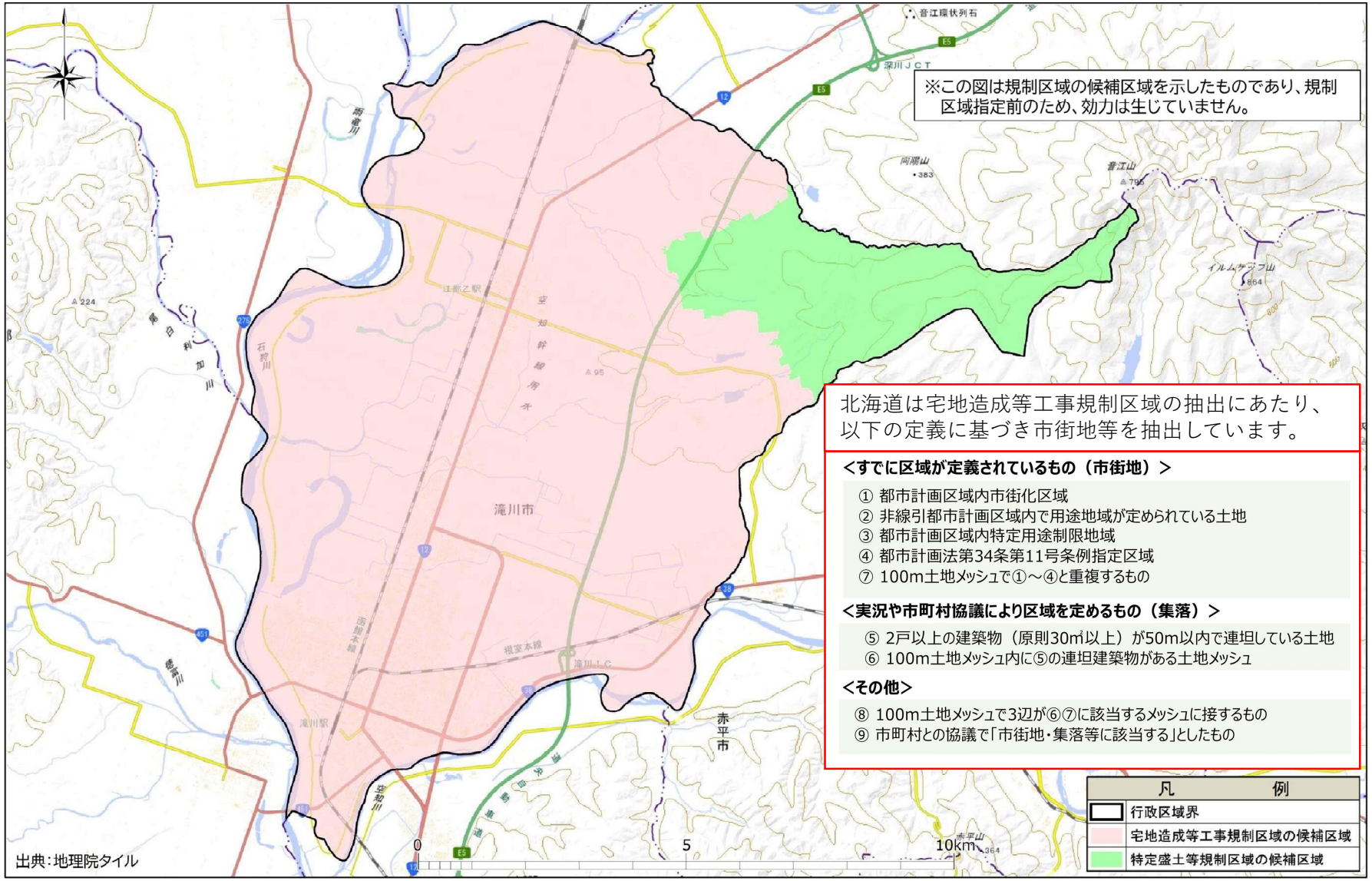
区域指定等スケジュール（案）

年度	R5 年度	R６年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
基礎調査	14 市町	54 市町村	62 市町村	46 市町村		
区域指定			14 市町	54 市町村	62 市町村	46 市町村
総区域指定数			14 市町	68 市町村	130 市町村	176 市町村

北海道資料より抜粋

宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域

所在地	滝川市	調査時期	令和7年4月～令和8年3月



具体的な事務手続き等について①（北海道「許可申請等の手引き」より ）

ちょうどいい田舎® 滝川

区域指定に伴い、条件に合致する工事を行う場合には許可権者への届出・許可申請が必要となります。北海道では許可申請等の手引きを整備しており、下図の通りフローに基づき判断し、申請手続きを行うこととなります。

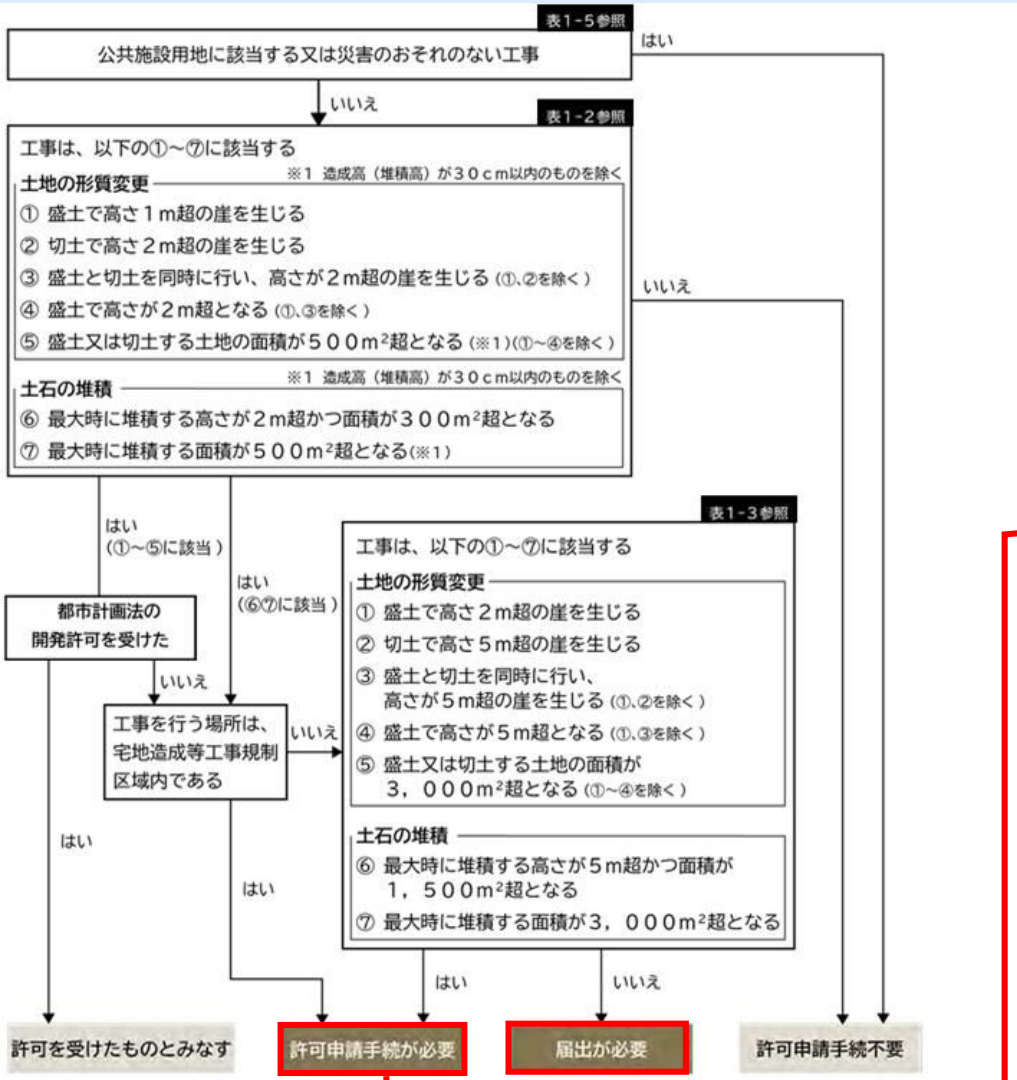


図 1-1 許可及び届出申請の要否判定フロー

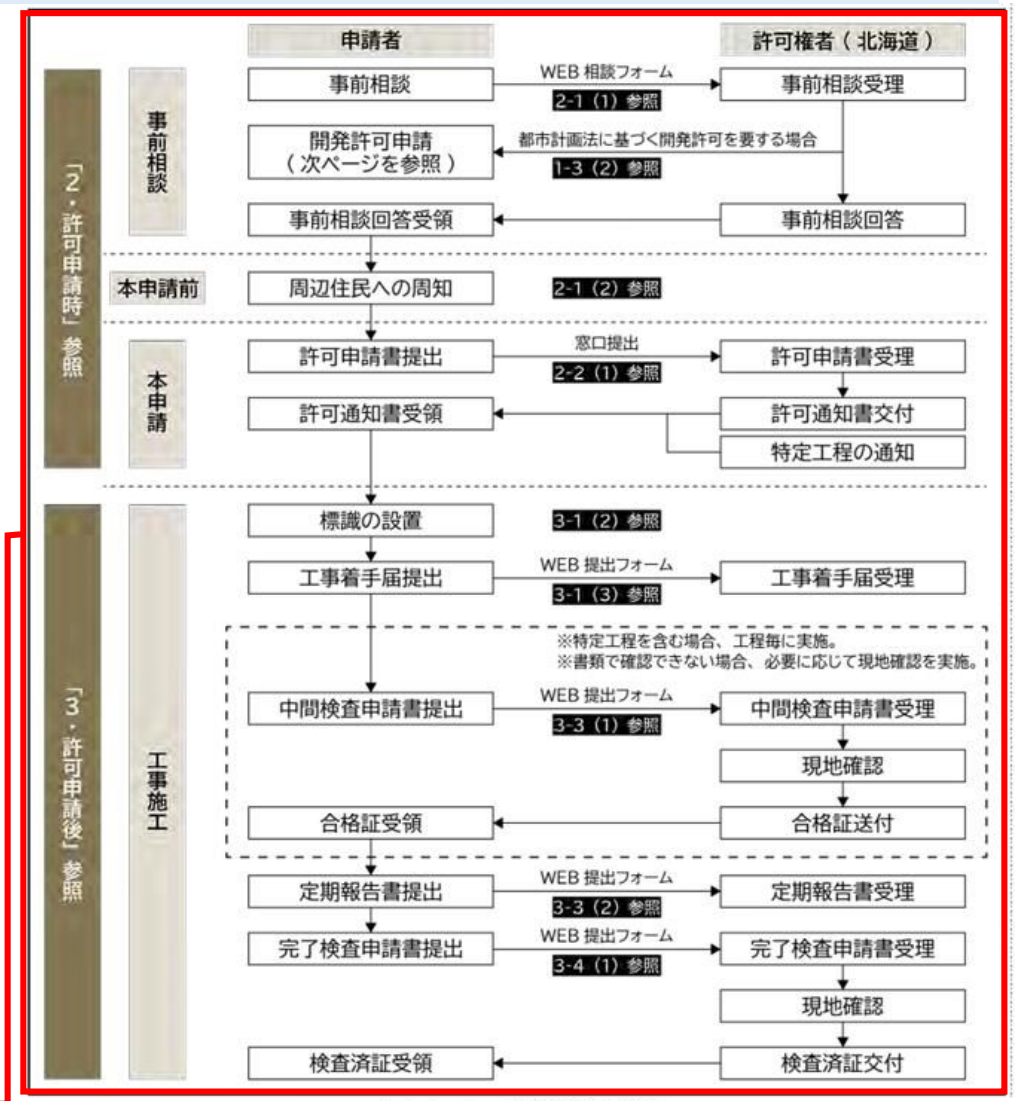
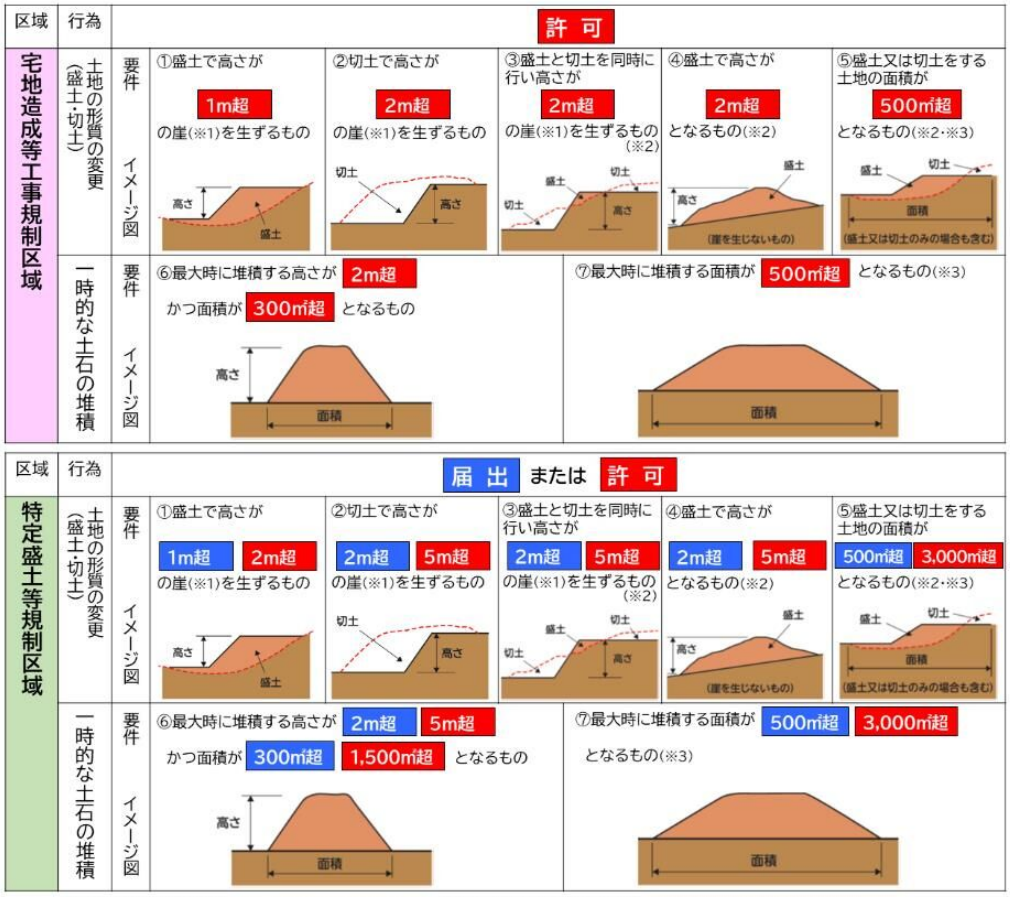


図 1-2 申請手続の流れ

具体的な事務手続き等について②（北海道「許可申請等の手引き」より ）

手引きでは、許可および届出を要する工事についてそれぞれの区域に応じて下図のように定めています。ですが、条件に合致する工事がすべて対象となるわけではなく、許可および届出を要しない工事もあります。

許可および届出を要しない工事の例としては、道路、公園、河川などの公共施設用地で実施するもの、営農にかかる耕地等、砂利採取法に基づく砂利の採取、工事の施工に付随して行われる土石の堆積といったものがあります。また、特例として**都市計画法の開発許可を受けた工事はみなし許可として扱われます。**



※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。
※2 ①及び②の条件に該当するものを除きます。
※3 造成高(堆積高)が30cm以内のものを除きます。

区分		定義
法の適用対象外	公共施設用地※1（政令第２条、省令第１条各項）	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第２条第２項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	その他法の対象外となる行為	土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、法の規制の対象とならない。 例）通常の営農行為※2の範疇にある耕起等、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
法の許可不要工事	災害の発生のおそれがないと認められる工事等（法第 12 条第１項ただし書、法第 27 条第１項ただし書、法第 30 条第１項ただし書、政令第５条第１項各号、政令第 27 条、政令第 29 条第１項、省令第８条第１項各号）	● 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ● 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ● 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ● 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ● 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ● 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ２ｍ以下かつ面積 500 ㎡超の盛土又は切土（政令第３条第５号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 30cm を超えないものを行う工事 ● 高さが２ｍを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの ● 面積が 500 ㎡を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが 30cm を超えないもの ● 工事の施行に付随して行われる土石の堆積※3であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※4又はその付近※5に堆積するもの※6
特例	みなし許可となる工事（法第 15 条各項、法第 34 条各項）	● 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ● 都市計画法第 29 条第１項又は第２項の許可を受けて行われる工事※7

北海道からの意見聴取への対応方針について

盛土規制法第10条第2項では、「都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」と規定されております。このため、北海道より滝川市に対し、規制区域案について意見聴取が行われています。

北海道が示す規制区域案は、保全対象（人家・公共施設等）を守るという法の趣旨に沿ったものであり、現地の状況や地域の実態と整合するとともに、規制区域の設定内容についても特段不合理な点は認められないことから、事務局としては意見なしと回答することが妥当と考えています。

●意見聴取に対する回答について

令和８年８月25日付都計第５８４号にて北海道知事より意見聴取

⇓

滝川市「意見なし」として回答予定

盛土規制法は新たな制度であり、今後、市民や事業者からの問い合わせ等が想定されます。
本日ご説明した内容について、委員の皆様の所属団体や関係分野における情報共有の参考としていただければ幸いです。